

財 公 第 101 号  
令和 2 年 5 月 8 日

各区局統括本部長

技 監

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 2 年 4 月 8 日付技監通知 財公第 49 号）」により通知したところですが、令和 2 年 5 月 4 日に緊急事態措置を実施すべき期間が令和 2 年 5 月 31 日まで延長されたことに伴い、国土交通省から「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について（令和 2 年 5 月 4 日付国土入企第 7 号）」の通知がありました。

各区局統括本部におかれましては、国の通知に基づき、上記期間において引き続き令和 2 年 4 月 8 日付技監通知 財公第 49 号の措置等を適切に行うよう、改めて工事監督課等担当部署に周知願います。

（参考）

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」（令和 2 年 5 月 4 日付 国土入企第 7 号）
- ・【技監通知】新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和 2 年 4 月 8 日付 財公第 49 号）

【担当】 財政局公共施設・事業調整課

生井・辻

（電話 671-4084）

（工事の一時中止等の手続きに関すること）

上野・平林・出井

（電話 671-4066）